

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

B's 事務所通信

発行:社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0014 名古屋市昭和区東畑町2丁目39-1 ARK BRAIN 2B

TEL 052-753-4866 FAX 052-753-4867 e-mail info@b-z.jp 通巻No.145



重要改正 確定

令和3年度の地域別最低賃金の改定状況-すべての都道府県で正式に決定!

令和3年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。令和3年7月中旬に中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」では、ランクを問わず、全国一律で28円引上げの目安が示されましたが、地方最低賃金審議会の判断で、28円を超える引き上げを行う県もありました。発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

・・・・・・令和3年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧・・・・・

は改定あり(すべての都道府県で改定)

(最後のページへ続く)

都道府県名	最低賃金時	間額【円】 前年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間	間額【円】 前年度	発効年月日
北海道	889	(861)	令和3年10月1日	滋賀	896	(868)	令和3年10月1日
青 森	822	(793)	令和3年10月6日	京都	937	(909)	令和3年10月1日
岩 手	821	(793)	令和3年10月2日	大 阪	992	(964)	令和3年10月1日
宮城	853	(825)	令和3年10月1日	兵 庫	928	(900)	令和3年10月1日
秋 田	822	(792)	令和3年10月1日	奈 良	866	(838)	令和3年10月1日
山 形	822	(793)	令和3年10月2日	和歌山	859	(831)	令和3年10月1日
福島	828	(800)	令和3年10月1日	鳥取	821	(792)	令和3年10月6日
茨 城	879	(851)	令和3年10月1日	島根	824	(792)	令和3年 10 月2日
栃 木	882	(854)	令和3年10月1日	围	862	(834)	令和3年10月2日
群馬	865	(837)	令和3年10月2日	広島	899	(871)	令和3年10月1日
埼 玉	956	(928)	令和3年10月1日	山口	857	(829)	令和3年10月1日
千 葉	953	(925)	令和3年10月1日	徳 島	824	(796)	令和3年10月1日
東京	1,041	(1,013)	令和3年10月1日	香 川	848	(820)	令和3年10月1日
神奈川	1,040	(1,012)	令和3年10月1日	愛媛	821	(793)	令和3年10月1日
新 潟	859	(831)	令和3年10月1日	高 知	820	(792)	令和3年 10 月2日
富山	877	(849)	令和3年10月1日	福岡	870	(842)	令和3年10月1日
石 川	861	(833)	令和3年10月7日	佐 賀	821	(792)	令和3年 10 月6日
福井	858	(830)	令和3年10月1日	長崎	821	(793)	令和3年10月2日
山 梨	866	(838)	令和3年10月1日	熊本	821	(793)	令和3年10月1日
長 野	877	(849)	令和3年10月1日	大 分	822	(792)	令和3年 10 月6日
岐 阜	880	(852)	令和3年10月1日	宮崎	821	(793)	令和3年 10 月6日
静岡	913	(885)	令和3年10月2日	鹿児島	821	(793)	令和3年 10 月2日
愛知	955	(927)	令和3年10月1日	沖縄	820	(792)	令和3年10月8日
三 重	902	(874)	令和3年10月1日	全国加重平均額	930	(902)	_

注意! 使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第40条により、50万円以下の罰金に処されます。

要確認

主要なものを紹介します。

保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが可能に (令和3年10月~)

健康保険制度における被保険者証については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付することが義務付けられていました。しかし、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、令和3年10月1日からは、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証を直接交付することが認められることになりました(同制度の高齢受給者証等や船員保険制度の被保険者証等についても同様)。これを受けて、厚生労働省から、「被保険者証等の直接交付に関するQ&A」を掲載した事務連絡がありました。

中小企業の後継者難倒産の8割は 代表者の死亡・体調不良が原因

東京商工リサーチが9月8日に公表した調査・分析結果によると、2021年1月~8月の「後継者難」による倒産は累計236件で、倒産全体(3,986件)に占める構成比は5.9%と前年同期の4.4%を1.5ポイント上回り、調査を開始した2013年以降で最高を記録しました。

◆「後継者難」倒産は中小企業が圧倒的多数

産業別では、サービス業他が 51 件(前年同期比 10.8% 増)で最多。次いで、建設業 45 件(同 21.0%減)、製造業 42 件(同 5.0%増)でした。

また、資本金別では、1 千万円未満(個人企業他を含む)が 126 件と半数以上を占めた一方、1 億円以上は 1 件でした。

負債額別では、1 億円未満が 163 件で約 7 割を占めましたが、1 億円以上 5 億円未満(54 →63 件)、5 億円以上 10 億円未満(5 →7 件)は増加しており、小・零細企業だけでなく、次第に中堅規模でも事業承継の問題が顕在化していることがわかりました。

◆「後継者難」倒産の8割は代表者の死亡・ 体調不良が原因

「後継者難」倒産の236件のうち、代表者などの「死亡」は128件(構成比54.2%)と、1~8月累計で2年連続で100件を超えています。次いで、「体調不良」が67件(同28.3%)で、この2つの要因で「後継者難」倒産の8割(構成比82.6%)を占めました。多くの中小企業では代表者が経営全般を担っており、代表者が不測の事態に直面すると、経営が立ち行かなくなる状況に直結することを物語っています。

中小企業では経営者が長年、事業の前線に立ち、後継者育成は先送りされたままに経営者の高齢化が進んできたというケースも多いでしょう。今回の調査・分析結果は、後継者問題の先送りが事業継続の最大のリスクであることをあらためて示すものといえます。

【東京商工リサーチ「後継者難倒産、代表者の「死亡」と「体調不良」が82.6% (2021年1-8月)」】

https://www.tsr-

net.co.jp/news/analysis/20210908 03.html

ハローワークの新しい求人サービス 機能について

◆9月21日より新機能追加

オンラインで求人や採用の手続きが進められるハローワークインターネットサービスに、次の新機能が追加されます。

- ○オンラインハローワーク紹介
- ○オンライン自主応募

◆オンラインハローワーク紹介とは

ハローワークが求職者と求人者の適合性を判断した、マッチングしそうな求人の紹介を受けられるようになります。

ハローワークが送った求人に求職者が応募すると、求人者マイページに応募通知が届きます。そして、応募者の応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行うことができます。選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務が不要になり、応募書類の管理や採否入力の効率化を図ることができるようになります。

◆オンライン自主応募とは

ハローワークインターネットサービスに掲載されている求人に対して、求職者が求人者マイページを通じて直接応募できるようになります(この応募者は、上記のようにハローワークによる求職者と求人の適性の確認を経ていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります)。また、オンライン自主応募での採用は、ハローワーク等の職業紹介を要件とする特定求職者雇用開発助成金等は対象とはならないとされています。

応募があると、求人者マイページに通知が届きますが、ハローワークからの連絡はありませんので、求人者マイページを定期的に確認する必要があります。オンライン上で応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行うことができ、選考結果の通知や管理もできる点は、オンラインハローワーク紹介と同様です。

【厚生労働省「2021 年 9 月 21 日からハローワークインターネットサービスの機能がより便利になります!」】

https://www.mhlw.go.ip/stf/newpage 20400.html

令和2年度 長時間労働が疑われる 事業場に対する監督指導結果

「技能検定」を知っていますか?

◆監督指導の実施事業場数と監督指導の 主な内容

厚生労働省は、長時間労働が疑われる事業場に対する令和2年度の監督指導結果を公表しました。これによると、対象となった24,042事業場のうち、8,904事業場(37.0%)で違法な時間外労働が確認されました。このうち実際に1カ月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は2,982事業場(違法な時間外労働があったもののうち33.5%)でした。

また、賃金不払残業があったものは 1,551 事業場 (6.5%)、 過重労働による健康障害防止措置が未実施のものは 4,628 事業場 (19.2%) となっています。

◆主な健康障害防止に関する指導の状況

健康障害防止に関する指導の状況(健康障害防止のため指導票を交付した事業場)としては、①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したものが 9,676 事業場 (40.2%)、②労働時間の把握が不適正なため指導したものが 4,301 事業場(17.9%)となっています。

②の指導事項の中では、「始業・終業時刻の確認・記録」 (2,609 事業場) のほかに、自己申告制による場合の「実態 調査の実施」(1,806 事業場) の数が目立っています。

◆労働時間の管理方法の内訳

監督指導を実施した事業場において労働時間の管理方法を確認したところ、「使用者自ら現認」が 2,109 事業場、「タイムカードを基礎」が 9,088 事業場、「ICカード、IDカードを基礎」が 4,497 事業場、「PCの使用時間の記録を基礎」が 1,680 事業場、「自己申告制」が 7,126 事業場でした。自己申告制を採用している企業は多いようですが、指導事項をみても管理が不十分な企業も少なくないことがわかります。各企業でも労働時間の管理方法についてはあらためて確認したいところです。

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和 2年度の監督指導結果を公表します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 20409.html

◆技能検定とは

働く上で身に付ける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、現在、130職種の試験があります。実施団体は、都道府県職業能力開発協会もしくは民間の試験機関です。試験は、難易度によって1級、2級、3級に分かれていて(職種によっては難易度を分けないで行うものもある)、実技試験と学科試験の両方の試験に合格しなければなりません。試験に合格すると、合格書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。

◆技能検定職種

例えば、建設関係(造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工など)、陶磁器製造、金属加工関係(金属溶解、鋳造、鍛造など)、一般機械器具関係(機械検査、機械保全など)、食料品関係(パン製造、菓子製造、製麵など)、衣服・繊維製品関係(染色、ニット製品製造など)、その他(ウェブデザイン、キャリアコンサルティング、ピアノ調律、ファイナンシャル・プランニング、知的財産管理、金融窓口サービス、ブライダルコーディネートなど)があります。

令和4年度からは、「眼鏡作製」の技能に関する新しい技能 検定試験が加わります。多様化・高度化する顧客のニーズに 伴い、「適切な診断・治療」と「適切な眼鏡作製」の双方の 実現に向けて、眼鏡技術者が眼科専門医と連携しつつ、国民 により良い眼鏡を提供し目の健康を守れるよう、眼鏡作製 の技能を高めていくことを目的に新設されました。

◆企業が社員に技能検定を受検させるメリット

次のようなメリットがあるようです。

- ・若い技能者の習熟度を確かめる方法として有効。
- ・高い技能を持つ技能士がいることで、製品の生産性の向上や品質維持に役立つ。
- ・企業内に能力評価制度がなくても、技能検定を活用することで代用できる。
- ・技能士がいることにより、企業が高い技術力を持つ証明となり、顧客からの信頼を得られる。

【厚生労働省「技能検定制度について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/ginoukentei/index.ht_ml

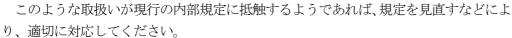
・被保険者証等の直接交付に関するQ&A 主要なものを抜粋・・・・・・・(最初のページより)

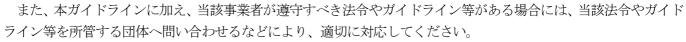
- Q 被保険者証等の直接交付が認められるのは、保険者が支障がないと認めるときであるが、この「保険者が支 障がないと認めるとき」とは、どのような状況を想定しているのか。
- A 事務負担や費用、住所地情報の把握等を踏まえた円滑な直接交付事務の実現可能性や、関係者(保険者・事 業主・被保険者)間での調整状況等を踏まえ、保険者が支障がないと認める状況を想定している。
- Q テレワークの普及等に対応した事務の簡素化を図るため、被保険者証等の返納についても、事業主経由を 省略してよいか。
- A 省略できない。改正省令による改正後の健康保険法施行規則においても、被保険者が資格を喪失したと き、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、事業主は遅滞なく被保険者証を 回収して保険者に返納しなければならないこととされている。
- ★ 企業の事務手続が一つ減ることになりますね。しかし、被保険者証等の返納については、これまでどおり企業を経由し て行うことになります。この点には注意が必要です。

■ テレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱い(個人情報保護委員会)

個人情報保護委員会のホームページにおいて、「注意情報」として、「新型コロナウイルス感染症対策として、事 業者等においてテレワーク等を活用する場合のマイナンバーの取扱いについて」というQ&A形式の資料が紹介されてい ます。確認しておきましょう。

- Q テレワーク等により自宅においてマイナンバーを取り扱っても問題ないですか。
- A マイナンバーガイドラインの安全管理措置において、「特定個人情報等を取り扱う 事務を実施する区域(取扱区域)について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報 等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある」と規定されておりますので、当該 措置を適切に講じていれば、自宅において取り扱うことは問題ありません。





なお、担当者が使用するPCや通信環境に十分なセキュリティ措置を施していただくとともに、特定個人情報等 が記録された電子媒体等を持ち運ぶ際には、紛失・盗難等を防ぐための方策を講じていただくなど、本ガイドライ ンで定める漏えい等を防止するための安全管理措置を講ずる必要があることにご留意ください。

★ たとえば、事務取扱担当者が、自宅の一室で、一人でマイナンバーを取り扱う事務を行うといったことであれば 問題はなさそうです。しかし、特定個人情報等が記録された電子媒体等を会社から自宅に持ち運ぶのであれば、その 際に漏えいのリスクが発生します。また、自宅から、会社の特定個人情報ファイルを取り扱うことのできる情報シス テムにアクセスする場合でも、通信環境のセキュリティがしっかりしていないと、漏えいのリスクが発生します。

このように、会社でマイナンバーを取り扱うよりもリスクが高くなることが想像されますので、自宅でマイナンバ

ーを取り扱うことを認めるか否かについては、慎重な判断が求められます。

お仕

10 月

10/12 • 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/1 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

- 8月決算法人の確定申告と納税・2022年2月決算法人の中間申告と 納税(決算応当日まで)
- 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月~9月分の労災事故について)
- 労働保険料の納付(延納第2期分)

◆あとがき◆ 緊急事態宣言もやっと解除されて、やれやれといったところですね。

先月号でご案内させていただいた、びいずろうむ公式 LINE ですが、少しずつ集まってきています。 びいずろうむ では月2回メルマガを発行していますが、LINE での情報発信も始めました。まずは労務関係の動画を配信してい きます。右上のQR コードからぜひ友達登録をお願い致します。近々配信を開始します。



びいず

ろうむ



